

平成31年3月29日

利用者の皆様へ

神奈川県教育委員会教育局  
支援部子ども教育支援課

## 県立ふれあいの村利用料金の改定について

日ごろから県立ふれあいの村をご利用いただきありがとうございます。

さて、平成31年10月1日からの消費税率の引上げに伴う神奈川県立のふれあいの村条例の一部改正により、平成31年10月1日以降の足柄及び愛川ふれあいの村の利用料金について、指定管理者と協議の上、**別紙**のとおり利用料金を決定しましたので、お知らせします。

つきましては、平成31年10月1日からの利用分については、引上げ後の利用料金となりますので、何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

今後も利用者の皆様のご意見を参考にしながら施設のよりよい運営に努めてまいりますので、皆様のご来村を心からお待ちしております。

問合せ先  
調整グループ 田下、廣瀬  
電話 (045)210-8226